

## 令和7年度 岩倉市指名停止等措置状況一覧

番号	指名停止事業者名	所 在 地	指名停止の期間			指名停止の理由	要領適用条項
			自	至	期間		
2	日本交通技術株式会社名古屋支店	名古屋市中村区椿町14-13	8.1.14	8.3.13	2か月間	愛知県、名古屋市等を含む地方公共団体が発注する特定跨線橋点検等業務の入札等において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反したとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から同法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このため、契約の相手方として不適当であると判断し、指名停止を行うもの。	要領第4条第1項(別表第2-5)
3	ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社	名古屋市中村区名駅5-33-10	8.1.14	8.2.13	1か月間	愛知県、名古屋市等を含む地方公共団体が発注する特定跨線橋点検等業務の入札等において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反したとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から同法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このため、契約の相手方として不適当であると判断し、指名停止を行うもの。	要領第4条第1項(別表第2-5)
4	大日コンサルタント株式会社中日本支社	名古屋市中村区名駅5-27-13	8.1.14	8.2.13	1か月間	愛知県、名古屋市等を含む地方公共団体が発注する特定跨線橋点検等業務の入札等において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反したとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から同法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このため、契約の相手方として不適当であると判断し、指名停止を行うもの。	要領第4条第1項(別表第2-5)

5	株式会社トーニチコンサルタント中部支社	名古屋市中区葵1－20－22	8.1.14	8.2.13	1か月間	<p>愛知県、名古屋市等を含む地方公共団体が発注する特定跨線橋点検等業務の入札等において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反したとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から同法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。</p> <p>このため、契約の相手方として不適当であると判断し、指名停止を行うもの。</p>	要領第4条第1項(別表第2-5)
6	丸栄調査設計株式会社名古屋支店	名古屋市中区丸の内3-5-2 ミュゼット丸の内601号室	8.1.14	8.3.13	2か月間	<p>愛知県、名古屋市等を含む地方公共団体が発注する特定跨線橋点検等業務の入札等において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反したとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から同法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。</p> <p>このため、契約の相手方として不適当であると判断し、指名停止を行うもの。</p>	要領第4条第1項(別表第2-5)
1	株式会社ニック	名古屋市中区栄1-15-6 サカエ・ミヤシタビル5F	7.5.14	7.7.13	2か月間	<p>名古屋市が発注した観光プロモーション事業の契約を巡り、株式会社ニックの取締役が、名古屋市観光交流部の元担当課長に対し、便宜を図ってもらった見返りに、複数回にわたり私的な飲食代などを負担していたとして、令和7年5月8日に贈賄容疑で逮捕された。</p> <p>このため、請負契約等の相手方として不適当であると判断し、指名停止を行うもの。</p>	要領第4条第1項(別表第2-2)